

# 令和4年度第1回稲敷・龍ヶ崎地方 3組合経営検討幹部会議会議録

と き 令和4年4月13日（水）  
午後2時  
ところ 龍ヶ崎地方衛生組合会議室

1 開 会

2 協議事項

(1) 3組合統合に向けた令和4年度の組織体制について

(2) 3組合統合に向けた今後の検討事項について

(3) その他

3 閉 会

出席者

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小 杉 茂 事務局長  
川 崎 幸 生 事務局次長  
松 本 毅 参事兼施設課長  
岩 橋 勇 生 総務課長

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁 谷 明 宏 事務局長  
斉 田 典 祥 事務局次長兼管理課長  
坂 本 操 消防長  
永 井 貴 史 消防次長兼総務課長  
根 本 成 壽 副参事兼管理課長補佐  
坪 井 智 彦 管理課主査兼管理係長

龍ヶ崎地方衛生組合

荒 井 久仁夫 事務局長  
風 見 光 三 事務局次長兼総務課長  
杉 山 晃 参事兼施設課長  
浅 野 大 樹 総務課主査

傍聴者

坂 本 秀 喜 江戸崎地方衛生土木組合総務課長

○**風見事務局次長兼総務課長** それでは、ただいまより令和4年度第1回稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議を開催いたします。

協議に入る前に資料の確認をいたします。

本日の資料は、昨日メールにて配布したものでございます。

まず、本日の会議次第。

次に、出席者名簿。

資料1といたしまして、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会の組織体制（案）。

次に、資料2といたしまして、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会規約（案）。

次に、資料3、構成市町村の現況ということでございますが、こちらの資料については本日使用しませんが、5月6日の管理者等会議に提出する資料となっております。

次に、資料4、今後検討する事項の一覧表になっています。

最後に、追加で送らせていただきました資料3-1、新組合議会の課題という箇条書きのものが1枚ございます。

資料は以上となります。よろしいでしょうか。

それでは協議に入りたいと思いますが、ここからの進行は荒井局長にお願いしたいと思います。

○**荒井委員長** はい。それでは、次第に沿って進めてまいります。

初めに協議事項の（1）、3組合の統合に向けた令和4年度の組織体制についてです。

この件につきましては、先月の、昨年度3月末の幹部会議の中で、分科会の設置案について協議をしていただきました。

その際に、3組合の管理者である取手市長、牛久市長、龍ヶ崎市長には説明を行っている御報告をさせていただきましたが、その後、まだ、説明を行っていなかった稲敷市、河内町、利根町、美浦村、阿見町の各首長さんにも協議会の設置案を説明して、御了解をいただいたところです。

また、前回の会議で提示をしました議員定数の検討資料についても、併せて説明をさせていただきましたので、まずは、その説明に対する首長さんの御意見を、主だったものを御報告させていただきます。

資料のほうは、特に用意しておりません。口頭での説明とさせていただきます。よろしくお祈りします。

○**風見事務局次長兼総務課長** それでは、まず、資料1、資料2をお願いします。

この協議会に設置につきましては、前回の幹部会議でも御協議をしていただきましたが、前回の協議以降、修正した部分がございますので、そちらから説明させていただきます。

まず、資料1の組織図でございますが、組織体制そのものには影響はございませんが、幹事会の担当事務の内容を修正いたしまして、こちらのほうに分科会の統括、構成市町村との連絡調整を加えてございます。

続いて、資料2の規約の案でございます。こちらの、前回の協議で議論されていた部分の

第7条の理事の部分ですが、そちらに関して修正を行っています。

前回お示した資料では、第7条、理事ということで、協議会に理事5名を置き3組合の副管理者をもって充てるとしておりましたが、今回、修正した資料では、第4条のほうに、協議会は委員8名をもって組織し、委員は3組合の管理者、副管理者をもって充てると定めております。

そのあと、第7条で、こちらの見出しを理事から委員と修正しまして、第5条と第6条は会長と副会長の規定でございますが、そちらで会長、副会長の職についての委員以外の委員は、協議会の構成員としてその事務を掌理し、協議会の意思決定に加わるという形の修正を行っています。

次に、第10条の部分です。幹事会の部分ですが、こちら、先ほどの組織図のほうで説明いたしました担当事務の修正を行いましたので、それに伴い、協議、調整する事項という事で、こちらも併せて規約の部分も追加したものでございます。

前回の資料から大きく変わっているものは以上となります。

続きまして、構成市町村の首長さんへ説明にあがった際の御意見についての御報告になります。こちらは、資料のほうはございませんので、口頭での説明とさせていただきます。

ただいま説明いたしました執行部の協議会の設置については、首長さんから特段の御意見はございませんでしたが、多かった意見といたしまして、各市町村議会への新組合設置のメリットとデメリット、スケジュールについても議会のほうに説明してほしいという意見が多くありました。

議員定数に関しては、定数そのものはこのぐらいでいいのではという御意見もありましたが、市町村別の内訳に関しては、そのバランスを気にされている首長さんもいらっしゃいました。

また、議員定数を算出する要素についても、負担金や3組合への関与の度合いだけでなく、ほかの要素も検討したらどうかという意見もあがったところでございます。

説明は以上でございます。

**○荒井委員長** ありがとうございます。

ただいま説明がありましたように、協議会の設置そのものには、特段、御意見はありませんでしたが、議員定数に関しては、やはり首長さんそれぞれの思い、立場上の思い、考えからいろいろな、さまざまな意見を多くいただいたところです。

首長さん方からいろいろと御意見が出ていますので、各議会となりますと、さらに様々な御意見が出てくるのではと思っておりますが、議員定数の話になりましたので、ここで、新組合の議会運営に関して御協議をお願いしたいと考えている事項について申し上げたいと思います。

その協議については、議員定数の外、議員報酬や費用弁償、議場の場所と、そして、設置する常任委員会などについて御協議をしていただきたいと考えております。

また、現在の3組合の議会議員の身分についても稲広組合への吸収統合となる訳ですが、

その際にどのように取り扱うのか、検討が必要と考えております。

これらの点については、失職という形に、稲広組合に吸収されるので塵芥組合、衛生組合の議員さんは失職で、稲広組合さんはそのままという形にするのか。あとは全員一律失職して、もう一回選び直すのか。そういった二者選択になるのかと思います。そういった話も首長さんのほうから出ておりました。

先日、滝沢議長さんとお会いした際に、この件につきましてお話をさせていただきましたところ、3組合の議長に一度集まっていたらどうですかと提案がありましたので、塵芥組合さん、稲広組合さんに御協力をお願いいたしまして、それぞれの組合の議長さんの日程を調整していただきまして、来週19日の10時に、龍ヶ崎市役所の、まだ、場所ははっきりしていませんが、10時にお集まりいただき、公式な会議ではありませんけれども、執行部の協議会設置の件と併せまして、先ほど申し上げました新組合議会の課題の内容等について御説明したいと思っております。

その際に、昨日追加しました資料3-1をお示ししたいと思っておりますし、説明につきましては、今回は、衛生組合のほうで行いたいと思います。その点を御了承いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

話合いの内容につきましては、後日、2組合に御報告させていただきます。

協議会の設置と議会運営の検討につきまして、御意見等ありましたら何でも結構ですのでお願いたします。

どうぞ。

**○澁谷事務局長** よろしいですか。

稲広組合の中とか、鴻巣議長のお考えといたらなんですが、一番気にされているので、荒井局長がおっしゃったとおり3組合の議長さんが集まったところで課題をお話ししていただいて、事務方が予断を持ってはいけないので、おそらく稲広組合としてはこのようにやっていますではなく3組合の総意として、代表で3組合の議長さんの一緒のところで御意見を聞くとか、何かあれば出すほうが、先走るとちょっとあれなので一切触れてはいません。

この課題も、個人的な話として、稲広組合になったら自分達はそのままでほかの組合の議員さんが失職するのは、ここはナーバスだねと心配をされていました。

手続き上は、同じような扱いをするならば、組合がなくなると失職して、稲広組合は辞職してもらって、全市町村で選任という形がいいだろうという話なんかも雑談の中で確定じゃないので。

ただ、この部分は鴻巣議長も気にされているので、議長さんの中であまり自分達で決めたというのではなく、あくまでもこれはたたき案ですとやっていただければ。御配慮いただければ。

よろしくお願いたします。

**○荒井委員長** どうぞ。

○小杉事務局長 塵芥組合では同じで。それでお願いできれば。

○荒井委員長 来週 19 日ですけど、その際に課題の話を申し上げて、具体的な数字、何人になるのとかは私どものほうからは言わないで、今回は御意見を聞く方向でまいりたいと思っています。

数字のほうも出してほしいという意見が出た場合には、5月6日に管理者等会議がありますので、その会議に諮って出して、このような意向が3組合の議長さんから出ていますと、試算した資料を出していいかどうかお諮りして判断をしていただいたのち、改めて提示していきたいと思います。

そういうことでよろしくお願いします。

それでは、次に入ります。

協議事項の(2)です。3組合の統合に向けた今後の検討事項についてです。

この件につきましても前回の会議で議題となっていました。統合に向けて協議、検討していく項目につきましては、3組合の考え方をまとめて、分科会での協議や今後の3組合幹部会議等の協議に繋げていきたいと考えております。

それでは、その資料についてお願いします。

○風見事務局次長兼総務課長 はい。それでは、資料4をお願いします。

こちらは以前の幹部会議の中で、今後の検討事項としてこれから協議、検討していく事項を、塵芥組合さんのほうから提示していただいたものを、前回の幹部会議で改めて資料4として提示し、協議していただいたものです。

今回の資料の4、こちらの資料は、前回の資料に記載の検討事項を簡潔に記載しまして表の右側に考え方を記入できるようなシンプルな表にしたものです。

前回の会議の際に、3組合の担当のほうと打合せをしまして、どのような形でまとめるか決めていければと考えておりましたけれども、時間が取れずこのような形で、今回、出させていただきました。御了承いただきたいと思います。

まずは、3組合で考え方を出し合って協議していければと思っておりますが、来週の22日には、3組合の経営検討委員会もごさいます。そこで協議事項の1で協議しました分科会の設置について御説明をしていくことになる訳でございまして、市町村の職員の方からその分科会では何を協議すればいいのかという質問も出てくるかもしれませんので、それに対応する手持ちの資料としてこちらを準備しておいて、このようなことを協議していただきたいというような形でお答えできればと考えているところです。

そのようなことから、各組合ともお忙しいところ恐縮ですが、昨日メールでも記載させていただきましたが、22日の会議までにある程度まとめておきたいと思っておりますので、20日、来週の水曜日、1週間後になりますが、そちらまでに考え方を記入していただいて、衛生組合までメールにて返信をしていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○荒井委員長 ただいま説明がありましたけれども、新組合設置計画に記載のあります基

本的な考え方、そして、取組みにつきましては、そのまま同じ内容で記載できると思います  
が、更に詳細な記載が必要となる部分については、引き続き協議を進めていくことになる  
と思いますので、まずは3組合で考え方をまとめていくという事にしていきたいと思  
います。よろしくお願ひします。

この件につきまして、何か御意見等ありましたらお願ひします。

○**澁谷事務局長** 確認です。この項目について、例えば、稲広組合ならこうでこう  
というのを20日まででいいということですよ。

○**荒井委員長** はい。

○**川崎事務局次長** すいません。ここ、考え方という記載なのですが、ある程度こう  
するという結論まで、塵芥組合として、こういう形がいいでしょうという結論的な  
ものまで出したほうがいいのか、ちょっとこういう点はこういう課題があつて難  
しいと思いますとか、どの辺のレベルまでここに書いていいのでしょうか。

○**荒井委員長** 塵芥組合内部で話し合いをされるでしょうから、そこで出た  
ものについては結論として書いていただいてもよろしいと思います。

○**川崎事務局次長** 結論が出ないものについては途中経過的なものになりますが、  
それでもいいですか。

○**荒井委員長** それしかないですね。まとまらない訳ですから。

その辺は、市町村の方にも投げかけて御助言や御意見が出てくる可能性もあ  
りますので、それは一緒にやっていくということでもいいと思います。

ほかにどうですか。

○**小杉事務局長** 組合ごとに3つの意見を出すわけですよ。それを22日の  
手持ち資料にする。

3つの意見があつた場合にはどうするのですか。

○**荒井委員長** イコールになっていけば問題ないんですけど、それぞれ意見の  
違つているところは継続になってしまいます。

そこは市町村の、今度はそのあといろいろ分科会も入っていきますから、給  
与制度もどうなるか分からないですし、どのような意見が出てくるか分かり  
ません。

こっちで3組合まとまつたとしても、こうしたほうがいいと逆に提案が  
出てくるかもしれない。そういったこともありえますので、結論と重く  
あまり考えないでもいいのかと思つています。

あくまでも3組合の考え方ということで出し合つて、それを市町村の方  
に伝えていくのがまずは大切と思つております。

○**小杉事務局長** はい。承知しました。

○**荒井委員長** いかがでしょうか。ないようですのでよろしい  
でしょうか。

それでは、その他の案件に入ります。

本日の協議事項(1)の中で、各首長さんに御説明に伺つた際に出た御  
意見といたしまし

て、協議会設立の件と、新組合設置計画案、主にメリット、デメリットに関しまして議会のほうにも説明してほしいという御意見がやはり出てまいりました。

稲敷市さんと利根町さんには、説明に担当職員も同席しておりまして職員のほうからも同じような御意見、議会への説明をお願いしたいとお話があったところです。

稲敷市さんのほうでは5月20日に全協があるということでございましたので、ほかの市町村も同様に、同じような時期に入るとは思いますけれども、6月議会前に全協を予定しているところがあるかと思しますので、そのあたりに説明に、こちらから出向いてできればなと思っております。

まずは、来週19日の3組合の議長さんとの打合せのあと、日程の調整を市町村と行い、また、その際に説明する内容等につきましても整理をして、その全協等の説明に臨みたいと思います。

その他の事項として、こちらからは以上の話になります。

何かほかございますか。

○松本参事兼施設課長 はい。確認させていただきたいのですけれど。

今年度、令和4年度のごみの広域化、斎場の複合化についてはどのような位置付けで行う考えなのか、どこかの分科会に入っているのか、それとは別に幹部会議の中で行うのか、それについてお伺いしたいのですけれども。

○荒井委員長 はい。それも今度の3組合経営検討委員会で同じような質問が出る可能性があります。

現時点では、ごみの広域化、斎場の複合化まで入れた協議等をした場合には、混乱するのではと思っております。

まずは3組合の設立に向けた協議、新しい組織を作るための協議を優先で進めていければと思っております。

広域化、複合化の話が出た場合には、幹事会のほうで意見集約等もできるのかなと思っておりますので、具体的な協議という部分にはできないかと思っておりますけれども、いろいろな御意見の集約に関しては、この幹事会で担当できると思っておりますので、市町村の広域行政担当課長さんもいらっしゃるので、こういった意見がありましたということを構成市町村に繋げていければと思っております。

具体的な協議は1つの組合になってからになるのかと思っております。よろしいですかね。

○松本参事兼施設課長 ありがとうございます。

○荒井委員長 ちょっと話を聞いたのですが、ごみの広域化と、廃棄物処理計画というのは、現行の計画はいつまでですか。

○松本参事兼施設課長 ごみ処理基本計画ですか。

○荒井委員長 ごみ処理基本計画ですか。それはリンクしてきますよね。広域化と。

○松本参事兼施設課長 します。それは、来年度の令和5年度までになっていますので、令和4年度、5年度の2か年で新しい計画を立てる予定となっています。

- 荒井委員長 それは、牛久市さんや阿見町さんは。
- 松本参事兼施設課長 それは、龍ヶ崎市、利根町、河内町と組合の分の4つを作りますので、うちのそれぞれの構成市町と協議しまして、クリーンプラザ・龍のその後をどうするかまで盛り込めれば良いと思います。
- 荒井委員長 それは牛久市さんも同じような改定の時期にあたっているのですか。牛久市さんとか阿見町さんが。
- 小杉事務局長 それは市町村によって違うと思いますので。
- 澁谷事務局長 何年とかあるの。計画のスパン。5年とか10年とか。
- 小杉事務局長 最大で15年です。
- 澁谷事務局長 それは、当該市町の考え方で10年だったり15年だったり。それを塵芥組合さんは令和5年で一緒だと。
- 小杉事務局長 今年発注予定です。
- 澁谷事務局長 そうすると江戸崎衛生土木組合さんは。
- 坂本総務課長 昨年度作っているの。
- 澁谷事務局長 10年か15年。そうすると、牛久市と阿見町はまだバラバラの可能性ありますよね。
- 荒井委員長 その辺の基本的な骨子の部分だけでも情報収集して、もう先行して作っている市町村もあるということなので、そことの整合をどうとっていくのか。
- 江戸崎衛生土木さんもそうですけど、牛久市さん阿見町さんとの連絡調整等も行っていただければと思いました。
- 小杉事務局長 はい。わかりました。
- 荒井委員長 そのほか、どうでしょうか。
- 澁谷事務局長 斎場のほうは、新組合になってからの動きで稲広組合としては考えていますので、出たら幹事会で協議させていただきますという事でいこうと思います。
- 荒井委員長 それしかないですかね。これだけ分科会があると稲広組合さんの負担も相当なものになるので。
- 澁谷事務局長 斎場は第2ステップの位置付けだし、それを早急に調整することもない事案だと思うんですよ。なので3組合統合後に住民視点の利便性のある方策を講ずるでいいと思うんですよ。
- 荒井委員長 どうぞ。
- 川崎事務局次長 資料1の組織体制の各分科会で、各構成市町村の課長達に集まってもらうんですけども、分科会で課長が集まって協議してもらうのはいいと思うんですけど、その会議の原案はどのような感じで作成していくのか。
- 会議をやるにはたたきが必要になってくると思いますので、どのような進め方をイメージしたらいいのかと。
- 荒井委員長 それはまだイメージできていないんですよ。正直、分科会の設置規程か……。

○**澁谷事務局長** 流れ的に、組合で無理なので、市町村の分野分野の人達に教えてもらえという立ち位置なんですよ。首長さん達の考えで。

されど御意見のとおりだと。素案がないとたたきにもならないんで。前回もあったと思うんです。何かを分科会のメンバーの人達にお願いしないと進まないでしょうということ。

それは要検討ですね。今の段階では。

○**川崎事務局次長** そうなると、課長の代理出席等もイメージしている。実務者レベルでやるような。

○**澁谷事務局長** 実務者レベルで呼んでもらって、メンバーの方にはそれを全会一致とするイメージと個人的には思っていますけれども。でないと会議自体が杓子定規で、あまり議論されないんで。作るようなイメージなんですよ。

○**荒井委員長** 形だけではなくてやらないと。

○**澁谷事務局長** いろいろ異論も出ていますので、納得性をもって、8市町村が納得しないと難しい部分もあるので。

○**荒井委員長** 特に分担金。ここでは財政・管財分科会という名称の下に置いていますけど、ここはどこの市町村もシビアに考えているのかと思っていますし、ここに重点を置いた市町村それぞれの考え方もって臨んでくるのかと。

基本は計画に有りますように、現行通りの分担金割合でいきますよという事で、あとは議会費、総務費の扱いを、取手市さんを含めた場合どう扱っていくかというところです。

論点を整理していただきながら進めるしかないのかと。その論点を整理するのが第一段階かと思っています。

あとは構成市町村の課長さんがそれぞれ人事、財政、法制と入っていますけれど、そこは実務レベルで入ってもらってもいいのかと思います。課長さんも本当に詳しい方がいらっしやいますので直接課長さんが来る場合もあるかと思いますが、その下、課長補佐、係長レベルでも実務を重視するということになりますので、その辺は柔軟に会議のほうに入っていただくと。

分科会としてある程度話合いが進んで協議会に報告する際には、課長さんに来ていただいて課長さんの口から御報告いただくと。上手に分担していただいて参加してもらおうということになっていけばいいのかと思います。

この分科会に関しても、もうちょっと議論できるように、その役割、先ほど川崎次長からありましたけれども、規程内容を作っておきたいと思っています。事前にこういった会議が出来ればと思っています。

いいよね、それで分科会のほうも。幹事会の規程も作るしかないよな。

あとは、3組合幹部会議は同じようなこういった体制で継続していければと思います。

そのほかいかがでしょうか。何でも結構です。

○**川崎事務局次長** すいません。担当事務の中でデリケートな部分である新組合議会に関することで、それは議会と議員さんのほうにお諮りした上で、向こうからの検討結果を受け

てこちらを進めると思うんですけども、分担としては、これは幹事会に入ってくるんですか。

○荒井委員長 そこは、考えは持っているんですけど、この組織図でいったら、5月6日の管理者等会議に諮って正式に決まったら。

案は頭の中に描いているんですけど、それから表に出していきたいと。今の段階では非常にデリケートな問題なので、そこは慎重にいきたいと思っていますので、あくまでも管理者等会議で了解を得たのち出していきたいと。

○澁谷事務局長 ここに自分はないと思います。

稲広組合で荒井さんと話したんですけど、稲広組合に阿見町が入ったときに、議員定数は上げない、議員のバランスはいろいろあってまとまらなかったんです。

最終的には議員さん同士で、鴻巣議長さんが頑張ってくれて、調整でぱっと決まったのが事実なので、事務的に会議というより、議員の身分はこの中の議論ではなくて特別案件の部分で進めたほうがまとまるのかという感じがするんです。

側面性で、取手市さんは取手市さん、牛久市さんは牛久市さんで、うちは1個しか入ってなくても金いっぱい出している部分もあるのでこれだけほしいとか、龍ヶ崎市と利根町、河内町は3つも関与しているから議員数も多くないとおかしいとなるけど、全体でも少ないんだからという議論になるとまたこうなるので。

そうすると事務方が出せるのは限界があるんですよ。だから首長さんとか限定した人でやったほうがいいんで。

稲広組合がやったときも、いろいろなパターンで増やさないと達成できない。同じ人数の定数の中でやるとどうしても。最終的には稲敷市さんが1名減るのを承諾してくれたので。牛久市と龍ヶ崎市は6人なんで1減らすとまでなったんですよ。残りが市なのに4でどうしようもなくて。

今、川崎次長がおっしゃったように重要な案件ですけども、この協議会の案の中に入れないでいったほうが自分はまとまると思います。意見としてですけど。

○荒井委員長 この間、8人の首長さんのところを回ってきまして、それぞれ御意見いただきましたので、それをもう1回、管理者等会議で話し合ったほうがいいと思うんですよ。

○澁谷事務局長 そうですよ。

正副管理者は責任者ですから、そこで議論してもらわないと何も進まないんで、そこで落としどころの部分の整理してもらって、それを各議長さんと各市町村議会に。

○荒井委員長 とりあえず参考意見として。

○澁谷事務局長 それでいいと思うんですよ。我々としては、それしかないです。我々が作ったら議員さん怒りますから。

ある程度落としどころは首長さんの決定事案で、首長さんの意見だけ議員さんの意見を尊重していきますとしかないと思うんですよ。議員立法的な要素ですもんね。

○荒井委員長 そうですよ。ここは非常にデリケートなものですから。

首長さん方、いろいろ御意見を持っていたんで、それを出し合ってやってもらうしかないかと思っています。

○澁谷事務局長 8人で決めたというのが重みがあるので、それを土台にやっていくしかないと思います。

○荒井事務局長 管理者等会議と3組合のそれぞれの議会・・・という形にした方がいいのかと。我々が決めましたとは言えないので。

そういうことで協議のほうは進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そのほかなければ幹部会議のほうを終了したいと思います。

次回は4月22日午後2時からの3組合経営検討委員会になりますので、よろしく申し上げます。

御苦勞様でした。